

# 予算決算常任委員会の審査

6月定例会に上程された議案のうち、市長提出議案1件が予算決算常任委員会に付託され、各分科会に送付し審査を行いました。  
 ※質疑のあった議案について主な質疑と答弁を掲載しています。  
 QRコードを読み取ると、委員会の録画映像をご覧いただけます。



## 総務分科会

令和4年度越谷市一般会計補正予算(第3号)について

**問** 共同消防指令センターの整備に向けた協議経過や今後の市民等への情報提供は。

**答** 埼玉県消防広域化推進計画において第6ブロックに指定されている枠組みを基に7市町で構成する「東埼玉消防指令業務共同運用協議会」を令和4年2月14日に立ち上げ、協議会の名称や設置場所等に関する協議を行ってきた。現在は財政措置や消防通信指令システム、配置人員等について、継続して協議を行っている。また、協議会

の開催にあたっては、総務部会や指令部会の中で、協議会に諮るべき内容について検討している。

さらに、整備に係る市民等への周知については、「越谷市まちの整備に関する条例」に基づき、建築物の高さや通学路、工事車両等を考慮し、丁寧な説明を行うとともに、運用に係る協議の結果等についても、十分な周知ができるよう構成する消防本部で調整を図っていききたい。

**問** 共同消防指令センターの整備・運用に係る費用の負担割合は。

**答** 費用の負担割合については、人口割や消防費に係る基準財政需要額割、救急出動件数割など、さまざまな負担割合が考えら

れるため、公平性や消防指令業務との関連性を考慮し、今後の協議会において検討していく。



現在の越谷市消防指令センター

## 民生分科会

令和4年度越谷市一般会計補正予算(第3号)について

**問** 感染症対策支援業務委託料の内容は。また、当該業務委託による効果は。

**答** 当該委託料の内容については、電話相談や感染症発生届の受付事務、疫学調査、

療養中の健康観察および療養証明書の発送などの一連の業務を委託する予定である。このことに伴い、新型コロナウイルス感染症に関するコールセンターを設置するとともに、配食サービスやパルスオキシメーターの配送準備や回収に係る事務も委託するものである。

また、当該業務委託による効果について、保健所業務のひっ迫を防ぎながら、新型コ

ロナウイルス感染症のハイリスク者に確実に対応できるなど、効率的かつ効果的な保健所業務の体制整備が図れるようになると考えている。そのほか、保健所では新型コロナウイルス感染症以外の感染症業務やその他の難病などの従来の業務に注力できるようになるとともに、他部署においても、応援職員の大幅な削減により、通常業務に注力できるようになる。

## 子ども・教育分科会

令和4年度越谷市一般会計補正予算(第3号)について

**問** 研究委嘱のテーマは。また、取り組みを行う上でタブレット端末を活用する考えは。

**答** 今回の道徳教育研究推進モデル校は、2校が委嘱を受けている。テーマについては、学習指導要領や各学校の実情、これまでの道徳教育や道徳科授業の取り組みを踏まえ、各学校で決定していくこととなる。本市においては、地域の実態や課題に応じた特色ある道徳教育について、重点的に取り組んでいるところであることから、家庭地域社会との連携、教科書や道徳教育用教材を活用した取り組みなど、教育委員会として、学校がよりよい研究を推進できるよう支援していきたい。

また、以前の道徳は、教材を読んで主人公の気持ちをたどるという授業展開が一般

的であったが、課題解決や体験的な学習を含めるという新しい学習指導要領に合わせて、タブレットを有効活用しながら進めていきたい。

**問** 数値化することが難しい道徳教育における研究成果の示し方は。また、今回の委嘱研究を通して、相手を理解したり自分の思いや考えを伝え合うことへのケアを行う考えは。

**答** 委嘱研究における成果検証については、数値で確認することが難しいため、埼玉県の学力・学習状況調査のアンケートや越谷市道徳教育振興会議にて隔年で行っているアンケートにより、子どもたちの実際の姿やアンケートの結果などを参考に、成果として確認したり、課題を明確にしたりしながら、次の新たな教育活動につなげていきたい。

また、友達との関わりやよりよい人間関係については、道徳科のみならず特別活動やその他教科など、学校教育活動全体で指導しているところである。特に道徳科につ

## 環境経済・建設分科会

環境経済・建設分科会に送付された事項はありませんでした。

いては、内容項目の中に他の人との関わりに関するものとして、親切や思いやり、友情などというものがあり、学校の年間指導計画に位置付けられた教科書や道徳教育用教材を活用しながら、適切に取り組みを進めていきたい。



## 市議会豆知識

市議会の用語や仕組みを解説します。

### ●常任委員会の所管事項と定数

総務常任委員会(8人)

危機管理室、市長公室、総合政策部、行財政部、総務部、会計課、消防局、議

会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員および固定資産評価審査委員会の所管に関する事項。その他、他の常任委員会の所管に属さない事項。

民生常任委員会(7人)

市民協働部、福祉部、地域共生部、保健医療部および市立病院の所管に関する事項。

環境経済・建設常任委員会(8人)

環境経済部、建設部、都市整備部および農業委員会の所管に関する事項。

子ども・教育常任委員会(8人)

子ども家庭部および教育委員会の所管に関する事項。

予算決算常任委員会(31人)

予算及び決算に関する事項。

予算決算常任委員会の下には、部門別の4常任委員会と構成員を同じくする4つの分科会を設置し、予算・決算議案を各所管に分けて審査を行います。

※各委員会の委員の任期は2年です。